

第1回 墨田区子ども・子育て支援会議資料

平成25年8月23日

子育て支援担当子育て計画課

目次

1	少子化対策の経緯と墨田区の実施.....	1
	（1）これまでの少子化対策.....	1
	（2）墨田区の子世代計画の実施.....	4
2	子ども・子育て支援新制度の概要.....	5
3	子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）.....	6
	（1）子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の概要.....	6
	（2）子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項.....	8
4	墨田区のニーズ調査（利用希望把握調査）について.....	9
5	平成25年度の予定について.....	10

1 少子化対策の経緯と墨田区の実取組

(1) これまでの少子化対策

平成2年(1990年)、合計特殊出生率が1.57¹と戦後最低になったのを受け、国においては平成6年にエンゼルプランを策定、平成11年には少子化対策推進基本方針に基づく新エンゼルプランを策定し、総合的な少子化対策を進めてきました。

1.57 ショックを契機としたエンゼルプラン、新エンゼルプランの策定

しかし、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」により、これまで少子化の主要因とされていた晩婚化に加え、「夫婦の出生力の低下」という新しい要因が把握されたことから、少子化の進行が一層明らかになりました。このことを受け、同年9月、もう一段の対策を進めるため少子化対策プラスワンをとりまとめ、保育に関する施策など子育てと仕事の両立支援が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することになりました。

もう一段の少子化対策を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」の制定

平成15年7月、「少子化社会対策基本法」(議員立法)、地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定するとともに、10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、事業主が一体となった次世代育成支援対策の推進²を求めました。

平成16年6月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月には大綱の実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

少子化社会対策大綱の実施計画として「子ども・子育て応援プラン」の策定

しかし、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、予想以上に少子化が進行したため、平成18年、「少子化社会対策会議」で「新しい少子化対策について」が決定され、急速な少子化の進行は「就業継続希望と結婚・出産・育児の希望との二者択一を迫られる構造」と

¹ 合計特殊出生率が1.57 :

「1.57ショック」といわれ、合計特殊出生率がひのえうまの年である昭和41年(1966年)の1.58を下回ったことから称されています。

² 国、地方公共団体、事業主が一体となった次世代育成支援対策の推進 :

次世代育成支援対策推進法第12条により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられました。また、同法第19条により、国及び地方公共団体の機関は、「特定事業主行動計画」の策定が義務づけられています。

「働き方をめぐる様々な課題」（多様な働き方ができない、非正規労働者の増大、長時間労働等）が背景にあるとの認識に至りました。これにより、平成 19 年 12 月、「少子化社会対策会議」に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議を設置し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消に向けて、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）の2つの取組を車の両輪として同時並行的に進めることを重点戦略として決めました。また、重点戦略を踏まえて平成 20 年2月には保育所等の待機児童解消をはじめとする「新・待機児童ゼロ作戦」を発表しました。同年 12 月には「家庭的保育事業などの創設」「虐待など困難な状況にある子ども等に対する家庭的環境における養護の充実」「仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進」などを内容とする児童福祉法等の一部改正が行われました。

平成 21 年、内閣府に「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を設置し、平成 22 年、子ども手当の導入、高校教育の実質無償化等の施策の実施に向けて、保育サービス等を含めた総合的な「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、保育サービスや放課後児童対策など子育てを支える社会的基盤の整備、仕事と生活の調和等を中心とする今後5年間の新たな「数値目標」が定められました。

これらの様々な少子化対策を講じながらも、さらに少子化が進行していることから、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくための「子ども・子育て関連3法³」が平成 24 年8月 10 日に成立し（同年8月 22 日公布）、社会保障・税一体改革の一項目として、子ども・子育て支援新制度の準備が進められています。

なお、平成 25 年には、都市部で増え続ける待機児童問題の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 29 年度末までに待機児童の解消をめざすこととしています。

「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」を車の両輪とする重点戦略

地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための児童福祉法等の一部改正

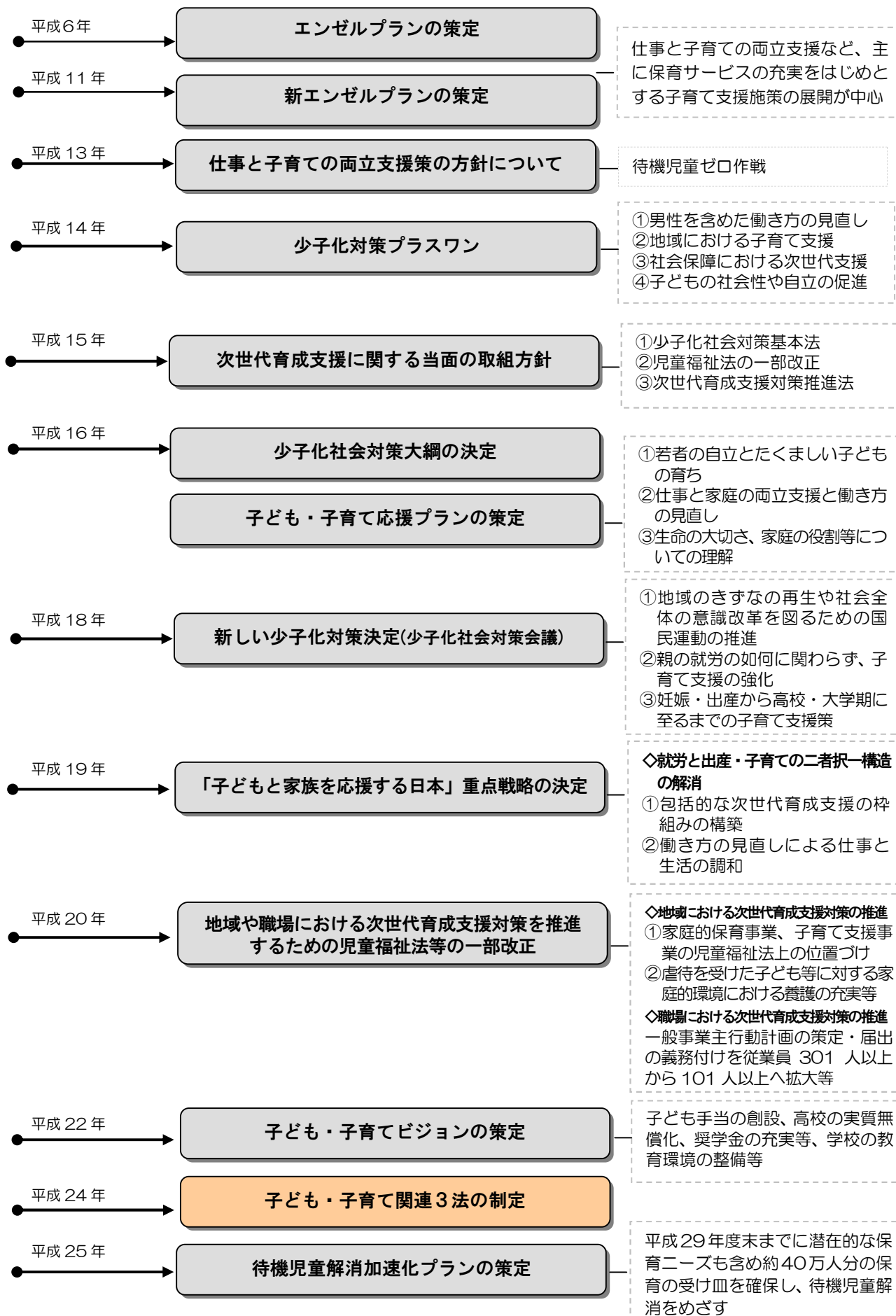
子ども子育てビジョンの策定

平成 24 年 8 月、「子ども・子育て関連 3 法」が成立

³ 子ども・子育て関連3法：

①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法）

〔国の少子化対策のこれまで〕



(2) 墨田区の次世代計画の取組

墨田区では、平成 17 年 3 月に「すみだ子育て・子育て応援宣言—墨田区次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました（次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画）。この計画は、墨田区における、子どもと子育て家庭への支援を総合的に進めていくための基本計画であり、母子保健計画と母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含するものです。また、墨田区基本構想が掲げる基本理念及び都市像を実現するための「墨田区基本計画」との整合性を図るとともに、墨田区における福祉保健分野の基本計画である「墨田区地域福祉計画」や各分野別計画との調整を図っています。

中間年にあたる平成 21 年度に後期計画として見直しを行い、現在に至っています。

なお、平成 20 年 6 月には、「墨田区保育園待機児童の解消を目指す緊急 3 カ年計画」（平成 21～23 年度）を策定し、待機児童の解消に取り組んできました。

年 度(平成)									
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前期計画					後期計画				

基本理念 子どもと親と地域が共に育ち、世代を結ぶまち すみだ

宣言① 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

宣言② すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるようにします
（母子保健計画を内包）

宣言③ 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします
（母子の自立促進に配慮）

宣言④ 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

宣言⑤ 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

＜概要＞

“子どもと親と地域が共に育ち、世代を結ぶまち”をめざし、5つの宣言の下に 189 の事業を推進しています。

なお、区の次世代計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」（市町村「子ども・若者計画」）も視野に入れた施策となっています。

青少年育成については、平成 15 年 12 月、青少年育成の基本理念や中長期ビジョンなどを総合的、包括的に示す「青少年育成施策大綱」を策定しました。その後、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るため、平成 20 年 12 月、新しい「青少年育成施策大綱」の策定に続き、翌 21 年 7 月には「子ども・若者育成支援推進法」が公布されました。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法により、平成27年4月から子ども・子育て支援は、新制度へ移行します。

新制度では、子育てをめぐる課題の解決をめざし、市区町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていただけるようになります。一方、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎的自治体としての市区町村の権限と責任が大幅に強化されることとなります。

いまだに残る課題…



社会全体による費用負担（社会保障・税一体改革により財源確保）を前提に

解決に向けて

- 人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行
- 家庭や地域の子育て力の低下
- 依然解消されない待機児童問題
- 年少人口減により保育の場がなくなる地域の出現
- 質の高い幼児期の学校教育・保育への強い要望

制度の実施主体は、市区町村

<法律に位置づけられる市区町村の権限及び責務>

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

新制度のポイント

□地域の子ども・子育て支援の充実

⇒子育て相談や一時預かりの増加、放課後児童クラブの対象拡大など、すべての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させるため財政支援の強化【地域子ども・子育て支援事業の創設】

□保育の量的拡大・確保

⇒保育所・幼稚園・認定こども園のほか、小規模保育、家庭的保育などを組み合わせて待機児童解消を計画的に推進（平成29年度末を目標）
⇒少人数の保育施設を市区町村の認可施設とし、財政支援を行い安定的な運営を支援することで、身近な地域での保育機能を確保
【施設型給付、地域型保育給付の創設】
【“教育・保育提供区域”の導入】

□質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

⇒認定こども園の普及推進
【幼保連携型認定こども園制度の改正】

国がめざすところは…

- 誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
- 女性の社会進出を促進



少子化問題の改善
経済成長

3 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

第5回会議資料より作成

（1）子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の概要

基本指針（案）について、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に係る部分を中心に概要をまとめると以下のとおりです。

子ども・子育て支援の意義

子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある

子育てに関する理念と子ども・子育て支援

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とした上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく

子ども・子育て支援法の理念及び上記のことを踏まえて

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成（平成 26 年 9 月までに概ねの案をとりまとめ）

現行の次世代育成支援行動計画に基づき実施している、次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこと

〔基本的記載事項〕

<p>1 教育・保育提供区域の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域【例として小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等】（教育・保育提供区域）を定め、区域設定の趣旨、区域の状況等を記載 区域は、実態に応じて「認定区分」ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することが可能
<p>2（1）各年度における教育・保育の量の見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の現在の利用状況及び「利用希望把握調査」（ニーズ調査）等を分析・評価し、参酌標準を参考として、各年度における、市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（第 3 号認定子どもについては、年齢区分ごと）に、必要利用定員総数を定める 必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要 満 3 歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る、第 3 号認定子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内の各年度における目標値を設定すること 社会的流出入等を勘案する場合には、地方版子ども・子育て会議において調査審議するなど、算出根拠の透明化を図ること
<p>2（2）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標として定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成 29 年度末までに、提供区域ごと、区分ごとに各年度の量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める 当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、当該他の市町村と調整を行う 当分の間、認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、区分^(※)の（イ）及び（ウ）に定める確保の内容及び記載することが可能 保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること

<p>3 (1)(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進すること ・地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要であるため、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要
<p>4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載 ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定める ・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定める ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、市町村における推進方策を定める

※ 認定区分＝「子ども・子育て支援法」第 19 条に掲げる区分

(ア) とは、小学校就学前子どもに該当する子ども（3-5 歳教育のみ）

(イ) とは、小学校就学前子どもに該当する子ども（3-5 歳教育+保育）

(ウ) とは、1. 小学校就学前子どもに該当する子ども（0-2 歳保育）の内、0 歳児

2. 小学校就学前子どもに該当する子ども（0-2 歳保育）の内、1-2 歳児

〔任意記載事項〕

<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項（育児休業満了時（原則 1 歳到達時）からの事業利用を希望する保護者が、希望に応じて事業を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行い、計画的に事業の整備を行う） 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（法の施行の日から 5 年を 1 期として作成） 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 <ul style="list-style-type: none"> ・各年度において、施策の実施状況や費用の用途実績を点検、評価し、この結果を公表するとともに対策を実施 ・計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う
--

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

第5回会議資料より作成

- ・市町村及び都道府県は、法の基本理念、子ども・子育て支援の意義を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこと。
- ・子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、市町村は、四半期ごとを目途として都道府県が定める時期に、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の事項を、都道府県に報告するなど、関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図ること。
- ・計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、「利用希望把握調査」等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における具体的な目標設定を行うこと。
- ・利用希望把握調査の実施に当たっては、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。
- ・計画を定め、又は変更しようとするときは、審議会その他の合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・子ども・子育て支援事業計画は、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。
- ・他の法律の規定による計画で、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

墨田区では「墨田区子ども・子育て会議」

利用希望把握調査等により把握した利用希望を勘案して、量の見込みを設定するように示されている事業

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
- ・ 利用者支援に関する事業
- ・ 時間外保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業

なお、市区町村の「地方版子ども・子育て会議」の設置は努力義務となっており、平成 25 年 7 月 1 日時点での設置状況（条例により設置したもののほか、規則・要綱・申し合わせ等により設置したものを含む）は、1742 団体中、595 団体が設置措置済となっています（政令市についてはすべてが設置措置済）。

4 墨田区のニーズ調査（利用希望把握調査）について

墨田区では、国が示す方針を踏まえ、前回の次世代後期計画策定時の調査実績を視野に入れ、次の方法で実施することを予定しています。

〔ニーズ調査の実施予定概要〕

対 象	配布数	方 法	備 考
① 就学前の子どもの保護者 (乳幼児保護者調査)	2,000票	層化無作為抽出・郵送法	国のひな形調査票を踏まえる
② 小学生の保護者 (小学生保護者調査)	1,500票	層化無作為抽出・郵送法	4～6年生は本人への設問も導入
③ 青少年の生活等に関する調査	700票		
ア 中学生(区内公立中学校2年生)	400票	各学校で配布・回収	
イ 中学校を卒業した成人前(19歳まで)の区民	300票	層化無作為抽出・郵送法	
④ インタビュー調査			ニーズ調査の補足調査として実施
高校生インタビュー調査	—	インタビュー調査と事前の簡易アンケートの実施	2年生を予定
特別な支援が必要な子ども(発達障害児を中心に)の保護者	—	インタビュー調査と事前の簡易アンケートの実施	10～20名程度を予定

各ニーズ調査の設問構成については、別添「墨田区ニーズ調査設問設計表」を参照ください。

5 平成 25 年度の予定について

平成 25 年度のスケジュールは以下を予定しています。

	平成 25 年						平成 26 年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国が示す主な予定		基本指針案、ニーズ調査票案提示				放課後児童健全育成事業の基準	事業量見込みの検討 ニーズ調査を踏まえた事業計画検討開始		事業量を都道府県へ報告・調整
(1)ニーズ調査(インタビュー調査含む)		調査票の検討	配布・回収	集計	論点整理	インタビュー調査及び報告書作成			
(2)地域特性や子育て支援の課題の把握	関連情報の収集				課題把握				
(3)人口推計及び区域の検討・設定		人口推計			区域の検討・設定				
(4)事業量の推計・検討・設定				事業量の推計		事業量見込みの検討		都へ報告・調整	
子ども・子育て会議・次世代育成支援行動計画推進協議会		①		②	③		④		⑤
開催回数	開催予定		協議事項(案)						
第1回	8月23日		調査票の検討、基本指針、スケジュール等						
第2回	10月7日		ニーズ調査速報、区域、事業量の検討等						
第3回	11月頃								
第4回	1月頃		ニーズ調査結果報告、事業量の検討等						
第5回	3月頃		都へ報告する事業量等						

※会議は通常、午後6時30分から2時間程度を予定しています。